平成２４年（フ）第２０３号
大分県由布市挾間町来鉢189番地１
債務者　林　　洋一
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８９号
群馬県太田市寺井町708番地２　ニューメゾンＯＮＡＩ―203号
債務者　矢崎　　忍
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３４号
群馬県高崎市芝塚町1938番地４　クイーンハイツ静峰701号
債務者　原田　静男
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６５９号
埼玉県蕨市塚越１丁目11番18号
債務者　穂積　唱子
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
埼玉県三郷市高州２丁目390番地１　グローリー高州507
債務者　丸山　伸二
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
埼玉県吉川市吉川２丁目33番地６　ユートピアハイツＢ―２号、旧住所埼玉県吉川市大字上内川848番地
債務者　伊藤　雅恵（旧姓加瀬）
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
埼玉県入間市大字仏子1035番地１　２―414号
債務者　村瀬　賢司
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２６号
埼玉県比企郡川島町大字伊草253番地１　グリーンプラザＡ103号室、前住所埼玉県比企郡川島町大字角泉176番地３
債務者　若野　仲子
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３６２号
埼玉県所沢市西所沢１丁目16番17―302号レヂオンス西所沢、前住所埼玉県所沢市寿町８番９―102号　フローラＫ
債務者　西　千恵美
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２号
埼玉県行田市栄町16番44号
債務者　鈴木　幸子
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３１号
埼玉県深谷市樫合109番地４
債務者　島田　悦美
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１９４号
埼玉県比企郡嵐山町大字太郎丸63番地４
債務者　勝本　政直
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０３号
埼玉県熊谷市本石２丁目93番地３
債務者　寺田　康二
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０４号
埼玉県熊谷市本石２丁目93番地３
債務者　寺田ヨネ子
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０５号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3868番地15、旧住所埼玉県秩父市下影森329番地６
債務者　山口　弥生（旧姓笠原）
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１０号
埼玉県深谷市緑ケ丘２番２号　レジェン柴崎参番館101号
債務者　馬場由美子
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５６号
岐阜県土岐市駄知町1012番地の10
債務者　塚本電工こと　塚本　英統
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部